

浅教学第1390号  
令和8年3月16日

浅口市立小・中義務教育学校長 様

浅口市教育委員会  
教育長 文谷 元信

### 令和8年度長期休業中の学校閉庁の実施について

浅口市教育委員会では、「教職員の働き方改革」の一環として、夏季休業中における学校閉庁を実施していますが、教職員がまとまった休暇を取得しやすくし、心身の健康の増進を図るため、令和8年度は、次のとおり学校閉庁を計画しています。

- 1 実施日 夏季休業中：8月10日～16日の連続7日間  
冬季休業中：12月28日～1月3日の連続7日間
- 2 実施方法 服 務：やむを得ない場合を除き、学校に勤務者を置かないこと  
緊急対応：

夏季：緊急時の連絡は、 <b>浅口市教育委員会学校教育課（44-7012）</b> へ行う。 ※ 緊急の連絡が入った場合は、浅口市教育委員会学校教育課を通して学校長に行う。 [閉庁期間中の17:15～翌日の8:30の間については、市役所（44-7000）へ連絡する。]
冬季：緊急時の連絡は、 <b>浅口市役所（44-7000）</b> へ行う。 ※ 緊急の連絡が入った場合は、浅口市教育委員会学校教育課を通して学校長に行う。

※ 夏季休業中と冬季休業中での緊急連絡先が異なります。

※ 学校を閉庁する期間、緊急時の連絡先について生徒・保護者・地域等に事前に周知すること。
- 3 その他
  - ・ 部活動等についても行わない
  - ・ 学校閉庁を実施する上で、学校運営に著しい支障をきたす場合には、学校教育課と協議すること